

## 令和6年度 長崎県立島原翔南高等学校 いじめ防止基本方針

### 1. いじめ防止等のための目標

#### (1) いじめの定義(いじめ防止対策推進法より)

##### 第2条(定義)

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

##### 第4条(いじめの禁止)

児童等は、いじめを行ってはならない。

##### 第8条(学校及び学校の教職員の責務)

学校及び学校の教職員は基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

#### (2) いじめ問題に関する基本理念

- ① 「いじめは絶対に許されない卑劣な行為であること」「誰にでも、どの学校でも起こりうること」という共通認識のもと、すべての生徒が安心・安全な学校生活を送ることができる学校づくりに取り組む。(未然防止)
- ② いじめ問題には、いじめに遭った生徒の保護を最優先に、教職員が一つのチームとなって組織的に解決に取り組む。(早期発見・早期解決)
- ③ 家庭、地域、専門機関と連携し、いじめ問題の未然防止・早期発見・早期解決を目指す。(連携)
- ④ ※いじめ問題の解消に向け、日常的・継続的に取り組む。(いじめの解消)

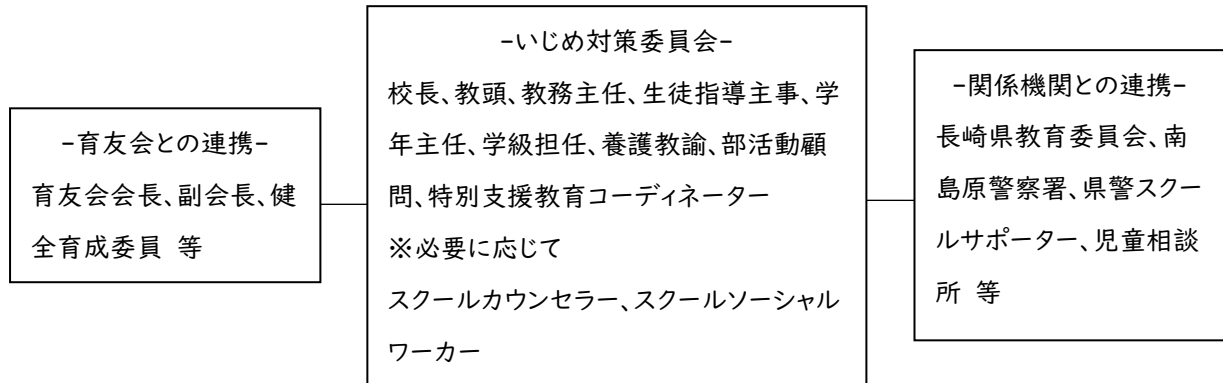
※いじめの解消の二条件(「いじめの防止等のための基本的な方針」より)

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(3) いじめ対策委員会の組織

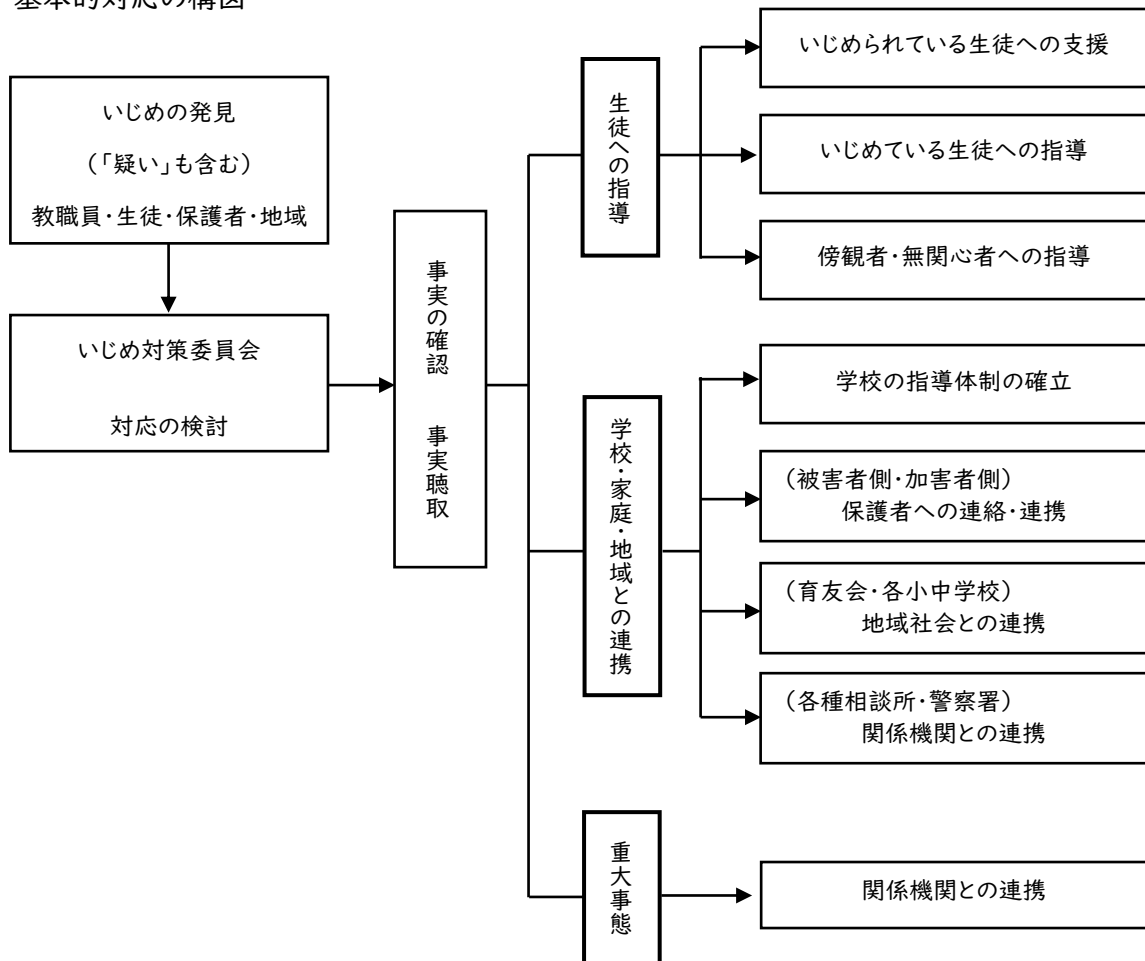
いじめ問題には「いじめ対策委員会」を設置し、未然防止、早期発見・早期解決等に当たる。また、「学校いじめ防止基本方針」の検証及び見直しを行うものとする。なお、いじめの実態（「疑い」も含む）を把握したら、早急に「いじめ対策委員会（出席者を限る小委員会を含む）」を開催することで、関係職員との共有を図り組織的に対応する。

① いじめの組織図



※いじめ対策委員会は、重大事態発生時には、調査委員会の主体となる。

② 基本的対応の構図



#### (4) 学校いじめ防止基本方針の内容

##### ① いじめの防止

###### i 教職員の取り組み

- ・「いじめは絶対に許さない」「誰にでも、どの学校にでも起こりうる」という共通認識のもと、「いじめ対策ハンドブック」等を活用したり、校内研修を実施するなど、教職員の指導力を向上する。
- ・全教職員でいじめ問題に対応するということを意識し、チームとして組織的に対応する体制を整備する。
- ・すべての生徒がいじめをしない態度や力を身に着ける働きかけを各教科での活動や特別活動など教育活動全体を通して行う。
- ・誰にでも相談しやすい教育相談体制を充実する。
- ・いじめを防止する「仲裁者」が現れるよう指導する。
- ・情報モラル教育を行い、いじめの未然防止に取り組む。

###### ii 生徒の取り組み

- ・「いじめは絶対に許されない卑劣な行為」であることを理解し、お互いを尊重し合う人間関係を作り上げる態度・姿勢を養う。
- ・情報モラル教育で SNS などインターネット上のさまざまな問題やその対応について学び、他人を傷つける不適切な投稿などをしない。

###### iii 保護者の取り組み

- ・命の大切さや他者を思いやる心、道徳心などを育み、悩み等を相談できる雰囲気づくりに努める。
- ・学校との相談・連携を密にし、相談協力体制を構築する。

##### ② いじめの早期発見

###### i 教職員の取り組み

- ・定期的なアンケートや面談週間等を通して、相談しやすい環境づくりに努める。
- ・校内巡視等により、生徒間の人間関係や生徒の様子 of 把握に努める。
- ・教職員間で情報交換を密に行い、組織的に対応する体制を構築する。
- ・いじめを受けた（受けたと思われる場合も含む）生徒を発見した場合、速やかに「いじめ対策委員会」に報告し、組織的な対応に努め、早期解決に向けた連携・協働体制を構築する。
- ・学校内外の相談窓口を周知する。

###### ii 生徒の取り組み

- ・一人で抱え込まず、教職員や保護者など身近な大人に相談する。
- ・相談できる専門機関や窓口があることを知り、必要に応じて活用する。

###### iii 保護者の取り組み

- ・子どもに些細な変化があったら、本人とよく話す。
- ・いじめと判断される場合には、早期に担任に相談するなど対応に努める。必要に応じて、外部の専門機関とも連携を図る。

### ③ いじめに対する措置

#### i 教職員の取り組み

- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合、いじめられた生徒の安全を確保しつつ、迅速かつ正確な事実関係の把握に努め、保護者等と協力して対応する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心として対応し、速やかにその指導・支援体制に取り組む。
- ・保護者との連絡を密にし、いじめられた生徒および保護者に寄り添う支援を行う。また、必要に応じて、カウンセラーなど外部の専門機関の協力を得る。
- ・いじめた生徒へは事実関係の確認を適切に行い、保護者との連絡を密に行うなど協力して解決に取り組む。また、専門機関との連携など毅然とした対応を行う。
- ・「いじめの解消」については、状況を踏まえ、組織的に判断し、本人や保護者への面談などを通じ卒業するまで日常的に注意深く見守る。
- ・再発防止に向け、いじめた生徒が抱える不安や不満などを受け止め、継続的に面談および相談・援助を行い、保護者への連絡を密にするなど協力する。
- ・SNSなどのネット上の不適切な書き込み等については、速やかに削除する措置をとり、必要に応じ、警察等の連携を図る。
- ・犯罪行為として取り扱ういじめについては、長崎県教育委員会および警察署などと連携して対処する。
- ・「観衆」や「傍観者」となった生徒へは、いじめを抑止する「仲裁者」となれるよう指導する。

#### ii 生徒の取り組み

- ・いじめられた生徒の人権や安全を最優先とし、解決に向けて協力する。
- ・いじめた生徒は、いじめ問題を反省し、二度といじめ問題を起こさないようにする。
- ・SNSなどネット上への書き込みなどは一切しない。
- ・観衆や傍観者となった生徒は、「いじめ問題」を理解し、いじめを抑止する「仲裁者」となれるよう努める。

#### iii 保護者の取り組み

- ・いじめ問題を認知した場合、学校や関係機関と協力し、解決に向けて取り組む。
- ・子どもに対して、継続的なケアを行い、解決および再発防止に向け、学校や関係機関と連携をし取り組む。

#### ④ 重大事態への対応

##### i 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法より）

###### 第28条(重大事態)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

##### ii 重大事態への対応

- ・いじめの実態（「疑い」も含む）を把握したら、早急に「いじめ対策委員会（出席者を限る小委員会を含む）を開催する。
- ・いじめを受けた生徒（「疑い」も含む）の保護を最優先としながら、調査を実施する。
- ・重大事態の発生を認知した場合（「疑い」も含む）は、速やかに長崎県教育委員会に報告する。
- ・教育委員会指導の下、解決に向けて関係機関と連携し、迅速に適切に取り組む。
- ・スクールカウンセラーなどの心理や福祉の専門家と連携し、生徒の心のケアを行う。
- ・いじめを受けた生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。


#### ⑤ 年間指導計画

月	項目	月	項目
4月	生徒情報交換会	6月	教育相談委員会
	テストバッテリーM2検査（1学年）	7月	三者面談
	二者面談（全学年）	9月	いじめ悩みアンケート（2回目）
5月	いじめ悩みアンケート（1回目）		授業や学校生活での困りアンケート（2回目）
	授業や学校生活での困りアンケート（1回目）	11月	情報モラル教育
	いじめ根絶集会	1月	いじめ悩みアンケート（3回目）
	SCとの1年生全校面談（～6月）		授業や学校生活での困りアンケート（3回目）

※SC 来校：水曜日（月2回程度）

※生徒情報交換会および特別支援教育委員会・通級指導委員会：必要に応じて

⑥ 相談機関

相談窓口	電話・メール	対応時間
島原翔南高等学校	0957-82-2285 0957-82-2216	8:25~16:55(月~金)
「24時間子供SOSダイヤル」 (親子ホットライン)	0120-0-78310 soudan@news.ed.jp	24時間対応 QRコード 
「子どもの人権110番」	0120-007-110	8:30~17:15(月~金)
「長崎いのちの電話」	095-842-4343	9:00~22:00(毎日)
「チャイルドラインながさき」	0120-99-7777	16:00~21:00(毎日)
「スクールネット@伝えんば長崎」	<a href="https://www.tsunasou.net/notice_report_form/nagasaki/index">https://www.tsunasou.net/notice_report_form/nagasaki/index</a>	24 時間対応
「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」	#8891 #8103(性犯罪被害相談電話(警察)) 189(児童相談所)	-
「こどもの人権 SOS チャット」	-	QR コード (平日 8:30~ 17:15) 